

秀吉死後の政局と「五奉行」

はじめに

近年、慶長三年（一五九八）八月の豊臣秀吉の死去から、慶長五年九月の「関ヶ原の戦い」に至るまでの政治過程に関する研究が盛んとなっている。かかる動向の旗手として光成準治氏と白峰旬氏が挙げられ、両氏の一連の問題提起によって、従前に比して当該期の研究が各段に深められた意義は大きい。^①

一方で、近年の研究の多くは「関ヶ原の戦い」の解明を最終目的としており、戦闘において活躍した諸將の動向を遡及的に追究するという姿勢が通底しているように感じられる。ゆえに、豊臣政権そのものへの関心は薄く、諸將間の権力闘争や武力衝突に焦点が当てられることが多い。筆者はこれまで、政権の内部構造を中心に検討を重ねてきたが、そうした観点から政権の崩壊過程を必然のものとしてではなく、構造的・動態的に捉えることが肝要と考える。

また、当該期の史料は量的にも豊富であり、全国の様々な関連史料が見出されてきたことは重要な成果といえる。もつとも、その膨大さゆえか、従来の検討は活字化された史料を中心としており、活用すべき未翻刻史料が多く残されている点も課題といえよう。基礎的な史料集の不足も研究状況の複雑化を加速させているものと思われ、『豊臣秀吉文書集』後の時期に関する共通の土台作りは急務である。

谷 徹也

本稿では上記の課題を念頭におき、従来注目されてこなかった史料の分析を通して、慶長四年の政争から慶長五年の「関ヶ原」までの「五奉行」の動向について検討し、新たな論点を引き出したい。

第一章 多賀秀種をめぐる二つの相論

（一）多賀秀種の弁明——「内府様無御座候てハ」

慶長四年九月七日、徳川家康は豊臣秀頼に重陽の節句の御礼を述べ、伏見から大坂に下る。その前日、大和宇陀松山（秋山）城主の多賀秀種は、次のような覚書を政権の御伽衆の一人、山岡道阿弥（景友）に提出した。

【史料一】^②

覚

- 一、今度 （家康）内府様・奉行衆出入御座候刻、秀頼様御為、旁内府様無御座候てハと存候故、私儀金森出雲縁者二付而、津田 （秀政）小平二・出雲守両人を以、榊原式部 （康政）太輔方迄申合、無二御用二相立申候様二理申候事、
- 一、向嶋御座之刻も羽柴右近 （森忠政）・金森出雲など同道、切々御見舞申上候、一人参上いたしたる儀も御座候、やうす榊原能々被存候事、

一、石田治部少輔大坂より罷上儀、各不存也、大納言殿御吊として羽柴右近・金森出雲など同道仕、大坂へ罷下、右之やう躰承也、各追々罷上申候、拙子儀も其夜罷上、榊原・津田小平二など申談候、其段右兩人被存候事、

以上

九月六日 多賀出雲守^(秀種)

道阿弥^(山岡)

参

秀種の主張は以下の通りである。家康と奉行衆との間で「出入」があつた際に、秀種は「秀頼様御為」かつ「内府様無御座候てハ」(家康がいなければ天下が保てない)と考え、津田秀政と縁者の金森可重を通して、家康に味方することを榊原康政まで申し入れた(第一条)³⁾。家康の伏見向島在城時も、森忠政や金森可重と同行し、度々向島城に見舞いを申し上げ、秀種単独でも参上した様子は康政もよく知っている(第二条)。石田三成が大坂から伏見に来たことは、我々は知らなかった。前田利家の弔いのために、忠政・可重とともに伏見から大坂へ下つたところ、三成が伏見に来たと聞いた。皆が次々と伏見へ向かつたので、秀種もその日の夜に伏見に戻り、榊原康政・津田秀政らと相談したことは、兩人も知っている(第三条)。

第二・三条に見える家康の向島入城は慶長四年三月のことであり、利家の死去が閏三月三日、三成の伏見行きが翌日にあたる。よつて、第一条の家康と奉行衆(ここでは「五奉行」を指す)の「出入」はそれ以前にあたり、慶長四年正月下旬から二月月上旬にかけての「五奉行」らによる家康弾劾を指すと思われる。このことより、家康弾劾から三成失脚に至る騒動は当時から一連のものとして理解されていたと捉えられる⁴⁾。そこで、その経緯を整理してみよう。

(2) 家康弾劾から三成失脚へ

——「秀頼様御為」の複層性

正月十九日、家康の「縁辺之儀」に対して、残る四大老・五奉行が非難した。伊達政宗らと私的に婚姻を結んだことが秀吉の遺命違反と糾弾されたのである。二十二日頃にはいったん鎮まるも、二十九日には関東から榊原康政ら徳川の軍勢約三万が上洛し、京都新城を玄以の配下を抑えるなど京都・伏見で騒動が発生したが、二月二日に収まった⁵⁾。ここで注意したいのが、同日に「五奉行」が秀吉の遺命として伏見城において剃髪している点である。本来、「五奉行」は正月五日に元結を払う予定であつたが、秀頼の大坂移徙もあつて延期していたと思われ、それが騒動の沈静化と同時に実行されたのは、和睦の条件(ないし象徴)の一つであつた可能性がある⁶⁾。

二月五日に家康とその他の四大老・五奉行は起請文を交換する。交換の日付は十二日ともされるが、中村孝也氏も指摘する通り、二月五日付で「五大老」連署状が発給されており、和解公表日に合わせたものと推測される。また、『毛利家文書』に残る十二日付の起請文では、「五奉行」が「入道」と記していない点も実態とそぐわない⁷⁾。起請文では、「太閤様御置目」と「十人連判誓紙」の遵守が再確認され、「双方へ入魂」を申し入れた衆に対しては互いに遺恨に思わないことが確認された。家康側に味方した大名も多くいたことが想定されるが、具体的には誰だったのでらうか。

当該騒動について『当代記』は、大谷吉継が家康方に加担したことを沈静化の要因と記す。一方で、江戸で騒動の報告を受けた徳川秀忠は、浅野幸長と黒田長政に対して、「今度自各内府(家康)へ御断被為仰聞候処、如御異見候而、御入魂之由珍重候」と返答している⁸⁾。また、秀忠は三月に入っても再度、幸長と長岡(細川)忠興・加藤貞泰

に向けて、「今度各々内府へ御断儀候処、越中守殿（忠興）種々御肝煎二付、御入魂之由満足不遇之候」などとお礼を述べており、家康方として和解に動いた大名らの一端が窺えよう。幸長には「今度出入御座候処、御肝煎故早速相済申候而、弥重存候」とも返答しているため、彼らの仲裁が有効であったことが確かめられる⁹⁾。

三月五日頃には家康と利家の融和が報じられ、十一日には家康が伏見から大坂へと下り、利家の病状を見舞った。その際、忠興・幸長・加藤清正が家康に同行することを願い出ており、家康方の諸将が自ら身辺警護に乗り出していた様子が看取される¹⁰⁾。

三月二十日、江戸の秀忠は、「今度石治少輔（石田三成）へ各被仰分様子御座候へ共、早速相済申之由、満足仕候」と述べている¹¹⁾。先ほどの家康弾劾の際の秀忠書状は騒動から九日後に出されており、同様の時差を想定するならば、「各」による三成への申分があつた時期は、十一日の家康の大坂下向に重なる。幸長や忠興らが、正月とは逆に三成を糾弾する動きを開始したのであろう。

これに関わつて、三月二十二日付で秀忠が伏見にいた結城秀康に対して「大納言殿（利家）煩付 内府様（家康）大坂へ被成御下候処、御入魂之由満足二存候、随而六人のうちへ御入なされ候由、御尤二存候」と伝えた書状はこれまで、秀康の「五大老」の加入計画として理解されてきた。しかし、秀康が「五大老」に入った証左はなく、「六人のうちへ御入」という表現も、それまで五名であつた「五大老」を示すものとしては適切とは言いがたい。右の経緯を踏まえるならば、「六人」とは幸長・忠興・清正らを指すと思われる、秀康が彼らを仲裁したと理解すべきだろう¹²⁾。このように解釈すれば、失脚後の三成を秀康が近江佐和山へと送り届けた理由も明瞭となる。

この頃、小西行長ら西目衆や寺沢正成が釜山倭城自焼・帰国手順・

講和破綻などに関して、清正ら東目衆の非を訴えていた。三月二十二日、東目衆はそれに対して反論し、行長の講和交渉と軍功の虚偽を訴えたうえで、秀頼の「御法度初」ゆえの早急な事実証明を求めている¹³⁾。黒田長政は、文禄二年正月に三成ら「朝鮮三奉行」が相談なく開城を放棄し、漢城に撤退したことにまで遡つて非難した。同時に蜂須賀一茂（家政）とともに、蔚山籠城戦に関しても三成妹婿の福原長堯らを糾弾した。このように、家康弾劾・朝鮮撤兵・蔚山籠城戦の三つの火種が重なつて、大きな政争へと拡大する様相が看取される。

そして、先述の通り、閏三月四日に三成が大坂から伏見へ移る。清正・忠興・幸長ら「七将」も軍勢を引き連れて後を追ひ、三成の切腹を求めた¹⁴⁾。八日には「五大老」や大谷吉継・北政所の仲裁によつて三成の佐和山引退が決まるが、その様子を伝える左掲の書状に注目したい。

【史料二】¹⁶⁾

（端裏書）

「山々城様 御報 （長束正家）

人々御中」

以上

如仰、昨日者遠々と懸御目候間、石治少子息二内府様御懇意之趣、具申渡候処、満足被申候、次御代官所の事、大かた相究申候、各判形何次第自是可申入候、不存由断候、日中ハいろ／＼出入共候て打過申候、かしく、

九日 （閏三月）

ここでは、長束正家が三成の子息に対する家康の「懇意」を申し渡したところ、三成側が満足した旨を報じている。これは正家が「治部之婚家」であつたために三成を説得したことを指しており、家康側も

「子息昨晚我ら所へ被越候」と報じている。秀吉は死の直前に「五奉行」子女の結婚を命じており、「婚家」としての立場に照らせば、三成子息（隼人）と正家息女が婚姻関係にあったのだろう。

三成の失脚に伴って、福原長堯も剃髪して「緑雲」と号した。その言上状には、家康が「秀頼様為御如何」と意見して府内城を早川長政に返還したことで外聞を失ったので出家する、と自身の立場を述べており、ここでも「秀頼様御為」が名目として掲げられている。このように、秀吉死後の政局から「関ヶ原」後に至るまで、いわゆる「東軍」「西軍」のいずれもが「秀頼様御為」を掲げていた。先の多賀秀種の主張を考慮すれば、一連の騒動では、家康を排除した形の秀頼政権と、家康後見による秀頼政権のいずれを選択するかが焦点となっていたといえる。家康弾劾から三成失脚への反転は、その帰趨が後者に傾いたことを示している。後に大坂の陣の直前になっても、黒田長政は「先年於伏見奉行共、対 大御所様（家康）以使者申上候以後、為私申談衆無御座候事」と述べており、慶長四年正月の家康弾劾はむしろ家康に味方した諸將にとって、重要な起点として回顧され続けた。

(3) 藤堂良隆父子との相論——小大名の公儀普請役

さて【史料一】に視点を戻すと、なぜ秀種はこのような覚書を提出する必要があるのだろうか。内容からは、自身が家康側であり、反家康側には与していないと弁明する意図が読み取れるが、それは秀種が抱える二つの相論を有利に進めるためであったと思われる。その第一は、多賀家の跡目争いに端を発する藤堂良隆父子の独立騒動である。

【史料三】

覚

一、貳万石余拝領仕 御朱印在之事、

一、多賀信濃守死去之刻、自筆の書をき御座候、其趣致言上、十

三ヶ年以前、跡職無別儀私二被下候事、

一、大和納言殿御時、藤堂少兵衛儀、出雲事不存疎意候、猶以

如在仕ましき由、以一札大納言殿へ申上候、其書物私二被

下、于今御座候、右之仕合二候処、私手前へハ台人同前二乗

かけ二陣参・御普請以下可仕候、先いんきよ分二仕度申

候て、一言不及御届、去々年 大閣様江御訴申上罷出候、

大納言殿へ之書物相そむき不届仕置二候事、

一、十七ヶ年以前、多賀信濃守と父子けいやく仕候時、

羽柴左衛門督・拙子同判の起請文御座候、信濃守かた左衛

門督かたへ遣安文同前二御座候事、

一、近年御普請以下藤堂忠藏致油断候、其一書別紙二御座候事、

右御尋二候ハ、何時も罷出可申上候、先々内儀被 仰上可被

下候、以上、

八月廿五日 多賀出雲守

榊原式部太輔殿

西尾小左衛門尉殿

多賀家の跡目相続について、秀種は藤堂忠藏と相論になっていた。

一条目では、秀種が秀吉から二万石の領知朱印状を拝領した旨を述べる。実際、文禄四年九月二十一日付けで大和国宇陀郡において二万六百余石を宛行われている。二条目では、多賀貞能の自筆の遺書があり、十三年前に秀種が跡職を譲られた、と主張している。貞能は天正十五年（一五八七）没であるため、当該覚書は慶長四年のものと確定できる。

三条目では、秀種が羽柴秀長の与力であった際、藤堂良隆（貞能娘婿で忠藏の父か）が秀種に従う旨を秀長に誓った一札を所持している

と述べており、これも「多賀文書」に現存している⁽²³⁾。良隆が家臣同様に軍役・普請役を果たすので、ひとまず隠居分にはいと言いながら、断りもないままに慶長二年に秀吉へ独立を訴えたのは、誓約に背く不届きだと非難する。なお、良隆は秀吉から隠居領として二千石を与えられたとされる⁽²⁴⁾。

四条目では、十七年前に貞能と父子契約をした際、堀秀政（秀種の兄）と秀種で連署した起請文と、貞能からの起請文の案文も存在するという。こちらは現存しないものの、天正十一年の出来事と考えられる。ただし、秀種は天正十年段階から「多賀源千代政勝」と名乗っており、養子に入ったのはそれ以前のことと思われる。

五条目では、近年の公儀普請について、藤堂忠蔵が役儀を果たしてないことを非難している。この「別紙」にあたるのが次の文書であろう。

【史料四】⁽²⁵⁾

覚

- ①一、小倉堤御普請之時、大水出、堤され申、大閣様付せられ御座候刻、大仏より各かけ付申候へ共、忠蔵(藤堂)自身之事ハ不及申、家中之者一円不罷越、皆共致迷惑候事、
- ②一、大仏はき板出申候時、役儀あて置申候へ共、忠蔵もの遅参候二付而、皆共手前致迷惑候事、
- ③一、大坂中津川(川堰)かわせきの時、うめ石之儀、忠蔵手前之分過分不足候間、皆共として仕うめ迷惑申候事、
- ④一、二重づき御石垣之時、方々大石御才覚候へ共、忠蔵手前之才覚無之、皆共致迷惑候事、
- ⑤一、去々年御舟入之御石垣俄二被仰付候時も、五三日ほど忠蔵もの一人も不來遅参之間、皆々仕うめ候事、

⑥一、八幡・上山城堤御普請之時、御自身被付候て、被仰付候へ共、忠蔵出不被申候事、

⑦一、大仏中門被打之時、忠蔵一夜とまり二被罷越、其以後ハ一切見へ不申候つる事、

⑧一、ぬかた(額田部)べの塔あし(足代)しろの時も、忠蔵役之ものをそく罷出候事、

⑨一、先年大坂京橋見付の石垣之時も、忠蔵油断二付而、皆共仕うめ致迷惑候事、

⑩一、去々年伏見御普請二賀茂より石出申候時も、忠蔵手前懈怠二付而、先々皆共として仕うめ致迷惑候つる事、

⑪一、伏見にて公儀大石寄申候間二、御自分御屋敷之小石一ツ二ツつ、舟にて取寄(後欠)

右は、豊臣期の小大名が負担した公儀普請役の一端を窺いうる好史料といえる。秀種は十一か条にわたって忠蔵の非を訴えた。①は大仏普請と太閤堤普請が並行しており、文禄三年頃の状況と思われる。小倉堤（巨椋池）の普請の最中に、大雨で堤が崩れて洪水となった際、秀吉が自ら修築を指揮した。大仏普請をしていた大名らが駆け付けたが、藤堂忠蔵は家中ともに出向かなかった。②大仏の接板を搬出するときも、忠蔵の配下は遅参した。

③大坂の中津川の水を堰き止めた際に埋石を負担したが、忠蔵の配下は頭数が少なく、皆で補填した。中津川の川堰については時期や詳細は不明であるが、大坂冬の陣に際し、家康は天満川を堰き止め、中津川に水を流すことで大坂城の北側を通行できるようにしている⁽²⁷⁾。ここから逆算するに、秀吉の命令は天満川や堀に水を誘導させるための措置だったのではなからうか。④石垣を二段に構築した際に、方々から大石を調達してきたが、忠蔵は協力しなかった。この石垣普請は③

と一連であれば、大坂城を指す可能性がある。

⑤慶長二年に伏見城舟入の石垣普請を命じられた際も、忠蔵配下は遅参し、他の人々で埋め合わせをした。実際、舟入普請は同年正月に東国・北国・畿内の諸大名に命じられたとされる。²⁸⑥秀吉自ら八幡・上山城の堤普請を采配した時も、忠蔵は出向かなかった。上山城堤普請は慶長三年に確認できる。²⁹⑦大仏寺（方広寺）の中門を立てる際も、忠蔵は一夜泊りに来ただけで、以後は一切姿を見せなかった。中門の柱立ては文禄五年正月・二月のことである。³⁰

⑧額田部（額安寺）の塔の足場構築の際にも、忠蔵の配下は遅参した。大和国額安寺の塔を四天王寺に移築したのは文禄四年八月頃と思われる。³¹⑨大坂城の京橋口の見附（枳形虎口）の石垣普請の際も忠蔵が怠り、皆で補填した。京橋口の馬出曲輪は慶長四年の築造とされ、「先年」という記述から、それ以前の普請を指すのであろう。

⑩慶長二年の伏見城普請で賀茂から石を搬出した時も、忠蔵が怠り、皆で補填した。これについては、長束正家の指示が残っており、七月に賀茂の石場から伏見へと栗石を運搬していることが確認できる。³²⑪同じく伏見で大石を運搬している最中に、自身の屋敷の小石を舟で取り寄せた際の私曲を指摘したものとされる。

以上から、秀種は藤堂良隆父子の不行跡を訴えることで、その独立を白紙に戻そうとしていたと考えられよう。その提訴先こそが家康であり、ゆえに家康方としての自身の立場を主張する必要があったといえる。また、豊臣期の畿内に所領を有した小大名は、大大名以上に頻繁に公儀普請に動員されていた実態も明らかとなる。

（4）家臣との相論——統治を行わされる家康

第二の相論は、秀種と家臣四名の間で起きていた。

【史料五】³⁴

今度拙者家来之者共四人、増右様（増田長盛）へ御訴訟申上付而、彼四人之者二諸事家之儀可申付之由、右衛門尉殿（増田長盛）被成御書候、何様二も御意次第二候、併彼者共段々不相届子細御座候条、追而御理可申上之旨致御取事候、則彼者共不相届子細以書付申上候、可然様二被立御耳可被下候事、

一、去いぬの年御檢地之刻、家来之者共二遣候知行方支配之儀、青蓮寺藏人・梅園紀伊守入道・鳥居左衛門尉両三人二申付候
 処二、右之知行内廿弍石左衛門尉、廿三石余紀伊守入道私曲仕候、可致成敗儀候へ共、永袖之事候間、致用捨之事、

一、左衛門尉儀、其後種々佗言仕候間、掠地之内九石令支配、残而拾三石余代官申付之処二、至今日一り（粒）も相立不申候事、
 一、紀伊守入道儀、去年四月石田木工頭殿を頼入、以強縁色々懇望之由申候間、掠地之内拾壹石余遣之、残而拾弍石ハ召上候事、

一、其後鳥居左衛門尉申様、紀伊守入道以強縁御訴訟申、掠地之扶持二請申候事、沙汰之限之儀候、御腹立無余儀候条、（後欠）

家臣四名のうち、当該史料では青蓮寺藏人・梅園紀伊守入道・鳥居左衛門尉しか確認できないが、梅園は住吉衆の疎庵の兄弟であり、「永袖」との表現から、いずれも住吉社の社家や社僧の一族と思われる。³⁵彼らは『鹿苑日録』でも「四人之衆」として登場し、いま一人は「松駿河（松本駿河守か）」であろう。『鹿苑日録』では天正十九年五月段階から姿が見え、住吉社の奉加米の差配を行い、増田長盛と接触を持つなどの活動が見受けられる。³⁶その後、しばらく姿が見えず、秀種に仕えたのであろう。慶長四年五月頃から再び住吉社周辺で活動して

おり、秀種の元から離れていたと考えられる³⁷⁾。

一条目の戊年は慶長三年に相当すると思われ、三条目の「去年四月」も慶長三年を指すだろう。そうであれば、【史料三】と同じ慶長四年の相論と考えられ、四名が住吉に戻っている状況とも合致する。

相論では当初、四名が増田長盛に訴え、「諸事家之儀」（多賀家の家政か）について四名が差配するようにとの長盛の裁許状が出されたが、秀種はそれを「御意次第」としつつ、四名の不行跡を訴えている。「御耳」に立てる相手はやはり家康と考えられ、秀種は長盛から家康へと訴訟先を変更しようとしたのではなからうか。

秀種の主張は次の通り。検地に際して、青蓮寺ら三名に知行方の差配を命じたが、その内から鳥居は二十二石、梅園は二十三石を自分の持ち分として掠め取った。鳥居については九石を与え、残り十三石余りは代官としたが、今日まで年貢は一粒も納入されていない。梅園は住吉社の縁からか堺政所の石田正澄を頼んで交渉してきたため、十一石余りは渡し、残り十二石は回収した。しかし、その後鳥居も梅園同様に領地を渡すように訴えてきたのは言語道断である。

このように、秀種は家臣との間にも所領に関わる相論を抱えており、ここでもやはり家康に訴訟を持ち込んでいた可能性が高い。裏を返せば、秀種のような下からの動きによって、家康に公儀としての裁定が要請されたとも捉えられよう。この段階の家康はこうした訴訟を表向きは取り上げずに、政権の訴訟窓口である「五奉行」へと誘導する態度を示したが、慶長四年十月の大坂城西の丸に入った後には様々な訴訟に應對するようになる³⁸⁾。

貿易商のアピラ・ヒロンは関ヶ原以前の家康について、「太閤（秀吉）は統治を自らおこなっていたが、現在の暴君（家康）は統治をおこなわされているのである」と評し、宣教師のジェロニモも「新たに

選ばれた異教徒である国王（家康）」と述べている⁴⁰⁾。家康は秀吉の遺言と周囲からの信認を受けて全国の統治を委ねられたのであり、主体的に天下を篡奪したというよりも、そうした社会的要請を踏まえて立ち振る舞った結果として、自らの立場を浮上させたと思ふべきであろう。

第二章 庄内の乱と三奉行

本章では前章の動向と並行して生じていた庄内の乱について検討を及ぼす。慶長四年三月九日、島津忠恒（家久）が伏見下屋敷において重臣の伊集院忠棟（幸侃）を殺害した。島津家中の統制において忠棟を重視していた石田三成は立腹し、義久らを詰問する。翌月の三成失脚の後、日向庄内の忠貞（忠棟の息子）は籠城し、六月二十二日に義久・忠恒らは庄内への攻撃を開始。七月に入ると家康が家臣の山口直友を派遣し、政権の関与する「公戦」へと性格が変化した⁴¹⁾。

ここで注意したいのが、伏見にいた忠恒、及び忠棟の妻と二人の息子（小伝次・千次）の動向である。まず、忠恒については、三月段階では三成の怒りもあつてか、高雄山神護寺に蟄居していたが、閏三月六日には伏見屋敷に戻っている⁴²⁾。従来、この点については、『寛政重修諸家譜』などを典拠として、家康が忠恒の謹慎を解いたと理解されてきたが、義弘は「徳善院（玄以）・増田殿（長盛）・長束殿（正家）以御談合、寺沢殿（正成）・小西殿（行長）・立花殿（親成、宗茂）迎御越候而、又八郎殿（忠恒）伏見へ帰宅候」と述べている⁴³⁾。談合の主体は三奉行であり、迎える義弘と同じ西目衆側の面々が行っており、朝鮮撤兵をめぐる相論と連動していることが読み取れると同時に、家康の命令は窺えない。

一方、忠棟の妻と息子は当初、伏見の伊集院屋敷から東福寺に移つ

た。閏三月上旬には、母子の使者として北郷与右衛門尉（忠棟の家老）が近衛信尹の元にも嘆願に来たが、中旬以降は途絶えたという。⁽⁴⁵⁾四月になって母子は鞍馬へ送られたが、その事情を義弘が忠真に伝えたところでは、忠恒は小伝次らと起請文を交換し、島津氏への奉公を約束させたが、母子が加藤清正に訴訟を行ったため、鞍馬に「被遣置候」としている。⁽⁴⁶⁾実際に、四月段階で忠棟室が「計策」を行い、家康や清正・隣国衆に接触している。また、島津氏から鞍馬に母子の監視のための番衆が派遣されているのも事実である。⁽⁴⁷⁾「被遣置」た主体は前後の文脈からは、忠恒のようにも読み取れるが、果してそう解釈してよいただろうか。

実は、この間の経緯を記した鞍馬側の史料が残されている。青蓮院（鞍馬寺の本寺）の坊官・鳥居小路経孝が記した「鞍馬出入日記」である。⁽⁴⁸⁾そこから窺える事情は次の通りである。

四月二十六日、玄以から使者として平四郎が青蓮院に来た。玄以の書状には、「伊集院妻子鞍馬ニ被置候間」、家を作るようにと書かれており、経孝は使者と同道して鞍馬へ行き、家十六間を「伊集院衆」に渡した。平四郎は翌日に帰京し、経孝は鞍馬寺の塔頭に食事の当番や祈禱を申し付け、五月朔日早天に帰宅した。これらより、母子には相当な人数が随行していたと考えられ、⁽⁴⁹⁾同記には北郷与右衛門尉・源兵衛・勘兵衛といった家臣の名が見える。また、右の経過から、母子を鞍馬に移したのは豊臣政権側であり、直接の担当者は玄以であったことが確定できる。

【史料六】⁽⁵⁰⁾

一、從増右・徳善使者来、伊集院衆佐竹へ被差下之間、彼使者鞍馬寺へ令同道、其段可申談之由候間俄參候、各も滞留、翌日帰宅、

五月十六日にも経孝のもとへ増田と玄以の使者が来た。「伊集院衆」を佐竹領国（常陸）へ移すため、経孝が鞍馬寺まで使者と同道し、その内容を言い含めるようにとの命令であった。しかし、母子の同意を得られなかったのか、経孝らは翌日に帰宅している。以後も母子の鞍馬滞在が確認でき、「小伝次内存」について松田政行（玄以の筆頭下代）と相談している。⁽⁵¹⁾

義弘が忠真に伝えた前述の書状⁽⁵²⁾では、この間、小伝次兄弟は伏見の榊原康政を頼み、家康に奉公したいと言上したが、認められず、家康は今後同様の内容を取り次いだ場合は処罰するとまで述べたという。また、兄弟は玄以にも出仕を訴えたが、断られた。こうした動きが政権側から危険視され、関東への流罪が検討されたと説明されている。しかし、七月五日の段階でも鞍馬に滞留していたため、義弘は家康に念押しするよう忠恒に伝えている。その成果か、義宣からも身柄引き受けの連絡が入り、七月十九日・二十日頃に関東に下す見込みとなった。⁽⁵³⁾

ただし、その計画も延期となったようで、十月初頭段階でも母子は鞍馬に留まっていた。家康は都城の忠真が下城しないことに苛立ち、履行しなければ討ち果たすと増田長盛を通じて母子に圧力をかけたところ、小伝次らから忠真に下城を促す使者が派遣されている。⁽⁵⁴⁾結局、忠真は慶長五年三月に家康の仲裁を受けて開城し、義久・忠恒に対面した。上方でも家康の命令で小伝次兄弟（この頃には三郎五郎を含め三名）と義弘が面会し、義弘は兄弟の他家への奉公を禁じた。その後、母子は山口直友を通して下国を希望する。義弘は国元の義久・忠恒の意向を確かめてからと返事を先延ばししていたが、六月十八日に家康が会津攻めのために出陣する際、直友らから母子の下国を命じられた。その事情は、次のようなものであった。⁽⁵⁵⁾

これ以前、忠棟室が大坂城に三度推参し、家康に直訴して忠恒らを非難した。しかし、言葉が通じず、家康はこのような佞人を上方に置いておけば、在陣中の留守に三奉行にも訴え出て何を申し掠めるかもわからないので、早く下国させよ、との意向を示した。義弘は兄弟の内一人を人質として上方に留置しておこうと思っていたが、母子は全員国元へ戻ってしまったと忠恒に伝えている。なお、母子は慶長七年八月、忠真とともに国元で肅清された。

さて、右記の経緯を踏まえると、忠真母子への連絡や身柄は基本的には三奉行が中心に管轄していたことが明らかとなる。むろん、最終的な処遇は家康の意向によって左右されたと考えられるが、伏見在城段階の家康は、母子の訴えを取り次ぐこと自体を禁止しており、表面は自ら対応していない。ところが、大坂入城後の家康は忠棟室の直訴を一応は聞いており、明確な段階差が認められよう。また、大坂入城以降も三奉行を通した訴訟や命令伝達経路は存置されており、家康の影響下で三奉行が協働する形で政権が運営されていた様子が看取される。⁵⁸⁾

第三章 「関ヶ原」に至る浅野父子の動向

近年、家康の会津攻めから「関ヶ原の戦い」前後における全国的な内乱状態を一連のものとして捉える研究が増えている。⁵⁹⁾ここでは、従来あまり重視されてこなかった浅野長政・幸長父子の動向を整理したい。

(1) 浅野長政の下向から会津攻めへ

——「大班」としての家康

慶長四年十月一日、大坂城西の丸に入った家康が「秀頼様御番・御

置目等」を改めたことを宣言する三奉行連署状に、浅野長政は連署していない。⁶⁰⁾朝鮮被虜人の姜沆は、その事情を次のように述べる。重陽の節句の御礼のために大坂に下った家康を、前田利長・加藤清正らが暗殺しようとしたが、石田三成が家康に計画を漏らした。家康から計画を関知しているか尋ねられた長政は否認した一方、増田長盛は知っていると返答した。怒った家康から自害を迫られた長政は、「小主」(幼君)であつても秀頼の命令であれば従うが、「大班」とはいえ家康の命令には従えないと答えた。家康は長政を放逐し、甲斐に下国させた。⁶¹⁾右の説明が正しいとすれば、この段階の諸大名にとつての主君はあくまでも秀頼であり、家康は未だ一大大名の地位に過ぎなかったといえよう。

実際には、長政は江戸へ向かった。十二月四日付で国元の浅野家臣・小河宗尚が息子の宗貞(在坂カ)に宛てた書状は、前後の事情を次のように伝える。

【史料七】⁶²⁾

- ① 一、内府様(家康)・左京様御間之儀、定而御外聞も能相済可申と令推量候、慥様子可承候事、
- ② 一、北国・西国皆々御大名衆御間之儀、世上色々さま／＼説共候、是又慥可承候、定而相済、天下弥以可為御静謐と推量之事候、
- ③ 一、弾正様(長政)至今日江戸ニ御滞留被成候、我々も為御見廻以飛脚申候、吉衛門を去廿八日ニ江戸へハ差越候、未帰候、今日か明日か帰可申候、何も五三日中ニ弾様可被成御帰国之由候事、

①長政と入れ替わりで在坂となった幸長は、家康から許されると予想された。②家康と北国・西国の大名衆との関係については、色々な

噂があるが、恐らくは沈静化するだろうと見込んでいた。家康は置目改めの後、前田利長と加藤清正の上洛を禁止しており、そのことを指すだろう。ただし、追而書には、「菟角世上之事、来年ハあやしく候」とあり、慶長五年の戦乱が予見されている点は興味深い。③長政は江戸に滞在しており、数日中の帰国が見込まれている。実際に、幸長の身上は問題なく済み、長政も十二月十日に甲斐に戻り、秀忠からは馬や脇差を与えられた。⁶¹⁾

翌慶長五年四月十六日、宗尚は大坂の宗貞に左掲の如く報じた。

【史料八】⁶²⁾

④一、天下弥以静謐之儀候哉、世上ハ取々説共候、御陣立之沙汰如何候哉、景勝御間之事相調候哉、是又種々さまゝの風説共候事、

⑤一、采女様江戸へ被成御越候て、一段と中納言様御懇御入魂御仕合共候て、此方にて皆々大慶之儀候、弾正様も去十二日二江戸へ被成御越候事、

④世間では家康の出陣の噂が出ており、景勝との和議が成立したか否か、様々な風説がある。四月十日には伊奈令成（家康家臣）と河村長門（長盛家臣）が会津へ派遣されており、その返答を受けて、家康は六月十六日の出陣を表明する。長政は宇都宮の蒲生氏からの書状を幸長に送達しており、会津と上方を結ぶ連絡役も担っていた。⁶³⁾ ⑤長政三男の長則（のち長重）が江戸へ送られ、秀忠が丁寧扱っているというのに浅野家中は安堵した。長政も四月十二日に江戸へ下っており、徳川家と連携を図る様子が看取される。

長政はいったん甲斐に戻り、幸長も六月十日頃に大坂を出陣、二十一日晩に帰国する。その際に江戸の家臣に宛てた長政の書状が次の通りである。

【史料九】⁶⁴⁾

⑥一、結城殿御与力衆二頭被仰付、那須境迄被遣二付而、景勝白川へ加勢被入置之由聞届候、景勝も近日白川表へ被罷出候由候、慥成儀相聞候ハ、追々可申越候事、

⑦一、井兵少殿へ父子かた分遣候書状之返事届候、

⑧一、鵜兵内證二被申候様躰、拙者事内府様無御下光以前罷越可然之由得心候、昨朝本佐・本兵・鵜兵右以書状申入候間、返事来次第被可相越候事、

⑥景勝は家康方と完全に手切れとなり、六月十日には重臣に檄文を送っている。これ以降、ひと月あまりの会津周辺の動向は「奥表在々騒」といった漠然とした情報のみが知られるが、当該条はその空白を埋めうる。⁶⁵⁾ 結城秀康の手勢（秀康自身は六月八日に伏見を進発）が上杉領との境界（白川口）にある那須に派遣され、景勝は加勢を配置し、自らも白川へ向かうと噂されていた。実際には、景勝は白川の普請を命じるのみで、自身の出陣の意向はなかつたと考えられている。⁶⁶⁾

⑦長政父子は高崎城の井伊直政とも連絡をとり、⑧秀忠に近侍する鵜殿氏長には、家康の着陣以前に長政が江戸に入ることの可否を尋ねており、徳川勢の行軍と歩調を合わせていた。実際には幸長は七月十一日に軍中法度を定めており、家康到着後の出陣となった。⁶⁷⁾

（２）「西軍」の挙兵と上方への転進——「草のなびき」

家康は七月二日に江戸に到着し、二十一日に会津へと進発する。その頃には上方で石田三成らが挙兵した報が入り、二十六日に諸軍勢は上方へと転進することとなる。

【史料十】

⑨一、かミかたてきになり申二付、だいふさま諸せいを御つれ候

て御のほり候付而、さきやうさまも御のほり候、こんやハ(結城)ゆうきより卅間かミ、やきはしと申所にて候、明日ハ(岩槻)いわつきニ御とまり候、

⑩一、爰元之儀、何とも見付不申、かやうにのほり候へ共、(尾張)おわりよりかミへハなるましきと諸人申候事、

(中略)

⑪一、平太様人しち(質)に御こし候、さためて御うへさま御あんし可有候へ共、これ一たん御ためニハよき事にて候間、御こ、ちやすかるへくよし申上候事、

【史料十一】

⑫一、今日左京様小田原まで御陣付之由注進候間、定而明日十日ニみしま(三島)まで可被成御座候、左候ハ、明後日十一日ニハ駿河の清見寺まで可被成御座と存候間、急々弥一明日十日ニ越候へと申遣、即吉蔵をそへ候て差越申候、

(中略)

⑬一、内府様上表へ御出馬之旨、近比との御行にて、少も早々御出馬急申度候事、

(中略)

⑭一、上表之儀もミなく、大名小名衆も当年草のなひきニ別心之躰之由候間、内府様御出馬候てつよく候へハ、ミなく、草のなひきの衆、又草のなひき、ミなく、御味方ニ可成との取沙汰之事候間、はやく御出馬候へハ、天下御勝手ハ案之内之事、上方可被及一戦人々大名も無之候事、

⑮一、此方御城御普請も大方塀の手もやく(橋)らも出来申候、弾正様明日十日にハ此地へ可被成御座候由候間、我々も昨日八日勝沼村まで平左同道候て越申、御振舞之用意申候事、

⑯一、明日十日ニ御れ(料)う人様於岩様と申候、是も江戸へ御座候、同平太殿も江戸へ人質ニ御越候間、是もかつぬ(勝沼)ま村にてふる舞を申上候用意申候事、

右は関連する八月一日と九日付けの浅野家臣の書状である。⁶⁸⑨三成だけでなく上方の諸将(三奉行ら)も敵となったため、家康が軍勢を引き連れて上方へ向かうことになり、幸長も同行した。幸長は七月二十九日に宇都宮から結城に移り、八月二日には柳橋から岩槻へと向かっており、⑫によると、九日に小田原、十日に三島、十一日に清見寺へと進軍予定であった。同じく「東軍」先手の長岡忠興は七月二十八日に岩槻を通過したとされ、加藤茂勝(嘉明)は八月十一日に三河知立まで到達しており、幸長の行軍はやや遅れている。むしろ当初は家康本隊の動きに近いため、光成準治氏の想定する第三陣(三奉行加担への対応)に相当し、その点は⑨の記述からも裏付けられよう。⁶⁹ゆえに、幸長周辺はある程度状況を把握していたのか、⑩では上方に行軍しても、尾張以西にはのほれないとの噂を入手していた。

一方、⑮に見えるように、長政は八月十日にいったん甲斐に戻った。国元では甲府城の普請が進められていた。⑪・⑯より、甲斐から江戸に浅野家の人質が重ねて送られていること(幸長の人質か)も確認できる。家康からの求めというよりは、浅野側の自発的な行為のように読み取れ、「西軍」決起後の諸将の意向の一端を窺えるものとして興味深い。

浅野家では、家康の上方への早期出陣を期待していた(⑬・⑭)。その理由は、上方の大名らは草が靡くように皆「西軍」に加担したが、家康が出馬すれば再度「東軍」へと味方すると見込んでいたことにある。そうすればすぐに天下は平定でき、上方で一戦に及ぶ大名はいないとまで評している。「内府違いの条々」が出された後であって

も、「西軍」の組織力の脆弱さと「大班」たる家康の軍事的影響の大きさが比較され、後者に味方する大名が多かった所以を物語る。

(3) 岐阜城攻めと真田攻め——秀忠「遅参」の実態

八月十九日に家康の使者の村越直吉が清須に到着し、「東軍」先手は西上(木曾川の渡河)を決定する。幸長もその直前には合流したものと見られる。

【史料十二】⁷¹

①七、去廿二日ニ木曾川被成御越、被及御一戦御鏝下ニて数多被討捕御名譽之御働、於此方彈正様御大慶く無申討候、諸人大慶海山もたとへ目出度候事、

①八、同廿三日ニ罷移時刻、岐阜城被攻取、治部少加勢之者共悉被討果、左京様御手へ被討捕候御事、扱々天道にて候と諸人大慶く此儀までにて候事、

(中略)

①九、彈正様真田表へ明後日三日ニ被成御出陣候、江戸より中納言様去廿六日ニ真田表へ御出馬にて、就而者 彈正様被成御越候て万々御指南之儀、内府様より被成御頼候て被仰越候て、俄ニ御立候事、

幸長は五千の軍を率いて池田照政らとともに北上し、二十二日に米野の戦い、翌二十三日に岐阜城攻めを行い、即日落城させた。⁷² 甲斐の小河宗尚の元にも戦勝の知らせが届き、長政や家中も喜んだ^{①七}。①八に見える三成からの援軍は、瑞龍寺砦に籠った柏原彦右衛門にあたる。⁷³

また、①九では、秀忠が八月二十六日(実際は二十四日)に真田攻めに出馬し、家康から指南を頼まれた長政は九月三日に出陣する予定が

報じられている。秀忠は当初、会津への抑えのために宇都宮に在陣しており、二十一日までは真田攻めは公表されていなかった。長政にも二十四日付の家康書状で初めて同行と「諸事御異見」が求められており、「俄ニ御立候」とあるように、秀忠の出陣は電撃的なものであったと考えられよう。秀忠の役割は「真田表仕置」とされているが、「上洛差急申候」とも述べており、上田城を降伏させてからの即時上洛が予定されていた。⁷⁴

家康は九月一日に江戸を出陣するが、大垣城に三成・宇喜多秀家・島津義弘・小西行長らが籠城している報を受け、同日に長政に対して秀忠と同行して「片時も急御上肝要」と伝えた。家康は「東軍」先手にも、秀忠が進軍するまで大垣城攻めを待つように伝えており、計画では自身と同じ頃に美濃に到達するものと見込んでいた。⁷⁵ しかし、家康からの転進命令が秀忠に伝わったのは九日のこととされ、長政を通じた家康からの意向は①伝えられなかったか、②伝えられても切迫したものとして受けとめられなかったか、③転進しようにも動けなかったかのいずれかであろう。

先述の通り、秀忠は出陣時から即時上洛を認識しており、四日には「頓、而、隙明次第可令上洛候」と幸長に述べていた。翌日にも秀忠は長政に対して「如被仰越候、此表仕置申付、頓、而、可令上洛候」と返答していることから、長政としても即時上洛を促していたと思われる。よって、④の可能性が高く、秀忠にも即時上洛は共有されていたが、「真田表仕置」を堅持しようとした結果、動けなかったと考えられよう。⁷⁶

【史料十三】⁷⁷

②〇一、濃州表 左京様御手柄、昔を伝聞申ニても無双御名譽、御家来之大慶満足海にも山にも難譬、諸人存候事、

(中略)

②一、彈正様(長政)去三日此地被成御立候て、此間諏訪二被成御逗留、江戸(秀忠)の中納言様真田表より其表へ被成御越候を、すわにて御待付候て、其地へ可被成御越との儀候、今明之内二中納言様もすわまで可被成御越之由候間、被成御同道候て彈正様其地へ可被成御着陣候、其方よりひんき(便宜)二切々様子共可承候事、

右は九月十三日付けで甲府の小河宗尚が出した書状である。⑰・⑱同様、岐阜における幸長の武功を、家中は無双の名誉と捉えた⑳。一方、長政は甲斐を出陣後、諏訪に帯陣し、秀忠が上田城から転進するのを待っていた㉑。秀忠とは十三日に合流し、西上を急ぐ。

(4)「関ヶ原の戦い」——「色を立てる」

【史料十四】

②二、内府様(家康)去十四日ニ赤坂表へ被成御着馬候、以御威光則敵悉令破軍、石治部少(石田三成)・嶋津(義弘)・小西(行長)、伊吹山へ逃入、扱々運の尽たる仕立共候、定而石治部をハ生捕二取候て可参と存候事、

②三、左京様(幸長)より彈正様(長政)へ去十五日之御日付にて、其表之敵悉破軍候て、追付く被討果段、治部少(石田三成)ハいふき山へにけ入候、御注進其御書をも此方へ被下、彈正様御書十八日之御日付にて二通頂戴申候て、俄ミなく以飛脚御悦申上候事、

(中略)

②四、筑前之中納言殿(小早川秀秋)・脇坂中御味方二色を被立之由承候、日々御味方出可申之事、

②五、大津京極殿(高次)も御味方二色を被立候由、近比之時分にて之

事、

②六、江戸表一段静二御入之由候間、可御心安候、景勝も種々懇望申にて御慶往来相済候など、申候、

【史料十五】

②七、合戦ハ今度御色立候衆手前にて候哉、此方之衆之御手前にて候哉、其様子ハ何共不相聞候、首共ハ左京様御手へも御取候由相聞申候、具可承候事、

(中略)

②八、左京様佐和山へ内府様(家康)之御供被成候由相聞申候、大略佐和山城ハ左京様へ可被遣之由、度々沙汰申候、様子何事もく具可承候事、

右は九月二十四・二十五日付けの宗尚書状である。②九、九月十四日に家康が赤坂に着陣し、その武威によって翌日に「西軍」を破り「関ヶ原の戦い」、三成らは伊吹山に逃げた。宗尚は近日中の三成の捕縛を予想しているが、実際には既に二十一日に生け捕られ、二十四日には大津に移送されている。②三、長政へは幸長から十五日付けで戦勝が伝えられ、甲府へは長政から十八日付けの書状で戦果が報じられたため、それを受けて戦勝を祝う飛脚が出された。

②四・②五では家康方となった人物として小早川秀秋・脇坂安治と京極高次の名が挙げられている。ここに、「草のなびき」(威勢のよい方に従う風潮)が「色を立てる」(敵味方の旗色を鮮明にする)という形で実現した。ただし、高次は既に九月三日時点で大津に帰城して「東軍」方に寝返っており、二十日近く経っても敵味方が誰であったのかについての情報は錯綜していた様子が窺える。ゆえに、「関ヶ原の戦い」での戦闘経緯についても把握できておらず、小早川らの軍勢か、幸長ら「東軍」先手かいずれが武功を挙げたのかも定かではなかった

(27)。

幸長は家康に同道して佐和山へ向かったと伝えられており(28)、家中では佐和山城が幸長に与えられるとの噂も立っていた。佐和山は十七日に落城し、石川康通らが在番に入っている。幸長は福島正則らとともに大坂城の毛利輝元・増田長盛と交渉を行い、「秀依(秀頼)様御為」かつ大名妻子がいるため、攻め果たすのではなく開城となった。幸長は捕縛された小西行長らを「悪魔共天道に背、或は生捕、或は百姓に被放申躰に候」、「景勝御成敗籠の内の鳥に候」と評しており、「西軍」への強い敵愾心が読み取れよう。

以上、浅野父子の動向をまとめると、「秀頼様御為」を基底としつつ、家康・秀忠の周囲と連絡をとってその指揮に従い、軍事行動に参加している様子が看取されよう。また、父子が主体的に徳川方に付いた理由としては、家康の武威への信認と「西軍」への憎悪が確認できる。

おわりに

本稿では、秀吉死後における「五奉行」の動向について、多賀秀種・伊集院忠棟妻子・小河宗尚ら周囲の視点から検討を及ぼした。秀吉死後の政局を左右した論理は、「秀頼様御為」と「太閤様御置目」であった。特に前者は「東軍」と「西軍」のいずれもが掲げており、「秀頼様御為」を前提とした、家康による後見の可否が問われた。多賀秀種が自らの抱える二つの相論を有利に進めるために家康への忠節を主張したように、大名らは家康に公儀としての裁定を要請し、家康もそれに応じ、「統治を行わされる」形で政権内での自らの地位を浮上させる。

慶長四年十月の置目改めの後は、それまで申し次ぎを禁じていた伊集院母子の嘆願を大坂城で直接聞くなど、家康の主体的な振舞いが看取され、それ以前との段階差が認められる。三奉行はその影響下において政権を運営し、家康も三奉行らを通して伊集院母子に通達を行うなど、相互に協働していた。

浅野長政は置目改めによって政権運営からは除外されたが、江戸において秀忠と面会し、会津攻めでも積極的に連絡を取るなど、徳川家と連携を図っていた。慶長五年七月の三成の挙兵後、浅野父子は自発的に追加の人質を江戸に出すなど徳川方としての立場を鮮明にしており、「西軍」への反感と「大班」としての家康の武威の大きさが特筆される。

ただし、かかる「秀頼様御為」の複層性は場面ごとに異なる選択を可能とした。西目衆と与同していた寺沢正成は庄内の乱の過程で家康の指揮下に入った影響からか、「東軍」となった。一方、多賀秀種は三成挙兵後には「西軍」につき、八月段階では伊勢安濃津城攻めに加わり、関地蔵口・椋本や多気などに部隊を展開した。安濃津開城後の九月には大津城攻めに転じて一番乗りを果たしている。秀種の行動からは、当初の「内府様無御座候てハ」も自身に有利な裁定を導くための方便であったことが明らかとなる。なお、戦後に失領した秀種は堀秀治、のち前田利常に仕えた。

注

- (1) 光成準治『関ヶ原前後』角川ソフィア文庫、二〇一八年、初出二〇〇九年。
白峰旬『新「関ヶ原合戦」論』新人物往来社、二〇一一年。同著『関ヶ原合戦の真実』宮帯出版社、二〇一四年。同著『新視点 関ヶ原合戦』平凡社、二〇一九年など。

- (2) 「多賀文書」東京大学史料編纂所(以下、東史と略す)写真帳。

- (3) 石田三成らの挙兵直後、家康は長岡忠興に対して、金森・津田を通して但馬一国の加増を約束しており、相応の信頼を置いていたことが窺える。(慶長五年)八月十二日付 徳川家康書状(『細川家文書』一九四二号)。また、榊原康政は、慶長四年六月に鶴峯宗松が山岡道阿弥を通して康政に家康への言上を願い出たり、同年九月以降に諸大名と起請文を交換したりするなど、この時期に家康への窓口として重要な役割を果たした。拙稿「秀吉死後の政権運営」(拙著『豊臣政権の統治構造』名古屋大学出版会、二〇二五年、初出二〇一四年)。
- (4) 水野伍貴「前田利家の死と石田三成の失脚」(同著『秀吉死後の権力闘争と関ヶ原前夜』日本史料研究会、二〇一六年、初出二〇一三年)も両騒動を一連のものとして捉えるが、『三河物語』に依拠している点で問題を残す。
- (5) 『言経卿記』慶長四年正月二十四日条。『北野社家日記』同年正月二十九日・二月朔日条。『義演准后日記』同年正月二十九日・二月二日条。一五九九年一〇月一〇日付アレックスサンドロ・ヴァリニャーノ日本年報(『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第一期三卷、家人敏光訳)。
- (6) 『言経卿記』慶長四年二月四日条。『義演准后日記』同年正月五日条。家康家中の内田正次は、対立した主体が「五奉行」であったと認識している。(同年)二月二十二日付 全阿弥書状(『昌国寺文書』『新修徳川家康文書の研究』)。なお、「五奉行」は(慶長三年)十二月二十九日付けで九鬼嘉隆父子だけでなく豊臣直臣層の中村又蔵にも、公儀の許し以前に剃髪することを禁止する連署状を出しており、勝手な剃髪は広く禁止されていたと思しい(堺市博物館所蔵文書)、「聞書古案」千葉県文書館架蔵写真帳)。この点、石畑匡基「大谷吉継発給文書の基礎的研究」(『織豊期研究』二七、二〇二五年)も参照のこと。
- (7) 慶長四年二月五日付 徳川家康起請文前書写・四大老五奉行連署起請文前書写(堀尾家記録)『新修島根県史』史料編近世上)。中村孝也『新訂 徳川家康文書の研究』(以下「家康」と略す)中巻、日本学術振興会、初出一九五九年。なお、連署順の正しい『松雲公採集遺編類纂』では「各血判」とあり、本来は血判起請文であったと見做せる。
- (8) (慶長四年)二月十四日付 徳川秀忠書状(『黒田家文書』一八四号)、『済美録』(東史写真帳)。なお、黒田長政と藤堂高虎が家康屋敷を護衛した点については、(同年)正月二十三日付 井伊直政書状(『黒田家文書』二六号)。
- (9) (慶長四年)三月二日付 徳川秀忠書状写(『済美録』)。(同年)三月九日付 同書状(『松井文書』・「大洲加藤文書」東史影写本)。
- (10) (慶長四年)三月五日付 鍋島直茂・勝茂連署状(『鶴田家文書』六七号)『佐賀県史料集成』(古文書編七)。(同年)三月九日付 長岡忠興ら連署状写(『綿考輯録』)。
- (11) (慶長四年)三月二十日付 徳川秀忠書状(『佐野家文書』『戦国時代を生き抜いた佐野氏と唐沢山城』佐野市郷土博物館企画展図録)。
- (12) (慶長四年)三月二十二日付 徳川秀忠書状(『大阪城天守閣所蔵文書』『五大老』大阪城天守閣特別展図録)。なお、秀吉の遺言でも宇喜多秀家が「おとな五人之内へも御入候て、諸職おとなしく、鼻肩偏頗なしに御肝煎候へ」と規定されており(『浅野家文書』一〇七号)、「御入」は「五奉行」への加入ではなく、彼らの間を仲立ちすることを指す。
- (13) 慶長四年三月二十二日付 加藤清正・鍋島直茂・毛利吉成・黒田長政連署状(『荻野由之氏所蔵文書』東史影写本、「朝鮮陣古文」)。鳥津亮二「小西行長と石田三成」(太田浩司編『石田三成』宮帯出版社、二〇二二年)。
- (14) 前掲注(4)水野「前田利家の死と石田三成の失脚」、及び白峰旬「豊臣七将襲撃事件(慶長4年閏3月)は「武装襲撃事件」ではなく単なる「訴訟騒動」である——フィクションとしての豊臣七将襲撃事件——」(『史学論叢』四八、二〇一八年)は、「七将」の武力による「襲撃」ではなく、切腹を求めた「訴訟」であったと評価する。ただし、関ヶ原前に作成されたと思われる林羅山「家康公元年記」には「陵轡」と記され(拙稿『羅山林先生別集』の史伝——「畜生塚記」と「家康公元年記」(『日本思想史研究会会報』四〇、二〇二四年)、関ヶ原後間もなく執筆された太田牛一「内府公軍記」(『山本』でも「一年各与し而、治部少頭を可被伐之処」とあり(大澤泉「朽山齊氏所蔵『内府公軍記』」(『大阪城天守閣紀要』三七、二〇〇九年)、単なる訴訟とは趣を異にする。軍勢を率いている点からも武力による圧力は認めてよいだろう。また、七将の構成員についても、(慶長四年)閏三月五日付 徳川家康書状(『浅野伝記』所載文書)に見える長岡忠興・福島正則・黒田長政・浅野幸長・蜂須賀一茂・藤堂高虎・加藤清正の七名とするのが通説であるが、家康書状には「此方へ可被罷越候」とあるように、宛名の七名にはまだ伏見に到着していない者も含まれるようであり、実際に藤堂は閏三月八日の時点でも在坂と思しい(慶長四年)閏三月八日付 徳川家康書状写(『高山公実録』)。よって、上記の七名全員が三成を追って伏見に来たかどうかは検討の余地が残る(浅野幸長や福島正則は確実といえる)。
- (15) 跡部信「秀吉独裁制の権力構造」(同著『豊臣政権の権力構造と天皇』戎光祥出版、二〇一六年、初出二〇〇九年)。(慶長四年)閏三月十八日付 浅野長政書状(『洞春寺文書』四八号)『山口県史』史料編中世二)。

- (16) 天理図書館所蔵「中山城守文書」巻三。
- (17) 姜沆「賊中聞見録」(「中車録(看羊録)」)『靈光内山書院所蔵筆写本』上巻。(慶長四年)閏三月九日付 徳川家康書状(『浅野家文書』一一〇号)。
- (18) 一五九八年一〇月三日付 フランシスコ・パシオ日本年報(『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第一期第三巻、家人敏光訳)、『義演准后日記』慶長三年八月七日条。
- (19) 前掲注(17)姜沆「賊中聞見録」。(慶長四年)閏三月二十四日付 福原長堯言上状(安達成義氏所蔵文書「東史影写本」)。なお、「秀頼様御為」を双方が掲げたことを最初に指摘したのは、福田千鶴『豊臣秀頼』(吉川弘文館、二〇一四年)であろう。
- (20) 福田千鶴「大坂冬の陣開戦までの西国大名の動向——黒田長政・島津家久を中心に」(『九州文化史研究所紀要』五九、二〇一六年)。
- (21) 「多賀文書」東史写真帳。
- (22) 『豊臣秀吉文書集』五三二二号。なお、秀種については、奥村哲「豊臣期一武将の軌跡——多賀秀種の場合——」(『北陸史学』二七、一九七八年)、安池尋幸「堀秀政領内における父秀重と弟多賀秀種の役割について」(『近世史論』一〇号、一九七九年)、田嶋悠佑「多賀秀種の文化的素養について——「越後在府日記」との関係を中心に——」(『研究論集 歴史と文化』一一、二〇一三年)など参照。
- (23) 天正十六年十二月二十一日付 藤堂良隆書状(「多賀文書」)。宛名の曲音と小堀正次は秀長家臣である。
- (24) 『寛政重修諸家譜』巻九百一、「藤堂嘉房」の項。
- (25) 天正十年八月二十一日付 堀秀政・多賀政勝連署状(「多賀文書」)。
- (26) 「多賀文書」。なお、丸数字は引用者が付した。以下同じ。
- (27) 『当代記』慶長十九年十二月九日条など。
- (28) 『上杉家御年譜』慶長二年正月二十日条。
- (29) 拙稿「豊臣政権の京都再編」(前掲注(3)拙著、初出二〇一九年)。
- (30) 登谷伸宏「秀吉政権と東山大仏殿の造営」(『日本史研究』六九八、二〇二〇年)。
- (31) 『豊臣秀吉文書集』六二四五号。(文禄四年)八月六日付 増田長盛書状(「額安寺文書」東史影写本)。
- (32) 中村博司『天下統一の城 大坂城』新泉社、二〇〇八年。
- (33) (慶長二年)七月十三日付 長束正家書状(「多賀文書」)。
- (34) 「多賀文書」。
- (35) 『鹿苑日録』巻三六、天正十九年六月二日条。『住吉松葉大記』。なお、同時に住吉社の社家と慈恩寺の間で生じていた相論については、前掲注(3)拙稿「秀吉死後の政権運営」参照。
- (36) 『鹿苑日録』巻三六、天正十九年五月二十六日、七月五・十一日条。
- (37) 『鹿苑日録』巻三七、慶長四年五月二日、十二月三十日条など。
- (38) ただし、大和惣国検地は文禄四年に行われ、宇陀松山城付近での検地も同年にしか確認できない。文禄四年八月二十三日付 和州宇陀郡下竹庄村御検地帳(「山岡武彦氏文書」『新訂大宇陀町史』史料編一)。ともすると、ここで争われている所領は大和国内ではないのかもしれない。
- (39) 前掲注(3)拙稿「秀吉死後の政権運営」。
- (40) アビラ・ヒロシ「日本王国記」。一五九八年一二月二〇日付 ジェロニモ書翰、佐久間正「マルセーロ・デ・リバナイラの報告記録——日本二十六聖人殉教後の経過(二)——」(『キリスト教史学』第一九集、一九六七年)。
- (41) 桐野作人『さつま人国誌』戦国・近世編、南日本新聞社、二〇一三年。新名一仁『不屈の両殿』島津義久・義弘『KADOKAWA』二〇一一年。
- (42) (慶長四年)後三月六日付 近衛龍山(前久)書状(『島津家文書』七一七号)。なお、三成の弾劾騒動の渦中にあった浅野長政が、謹慎中の忠恒に大坂での騒動が収まったと連絡している点は、伊集院殺害と「七将襲撃事件」の連動性を匂わせる。(同年)三月二十九日付 浅野長政書状(『島津家文書』一九四〇号)。
- (43) 前掲注(7)『家康』中巻。前掲注(41)新名『不屈の両殿』島津義久・義弘。
- (44) (慶長四年)四月十五日付 島津義弘書状写(「種子嶋家譜」『旧記雑録』拾遺家わけ四、五六号)。浅野長政は三成失脚事件の渦中にあつたため、三奉行での対応になったと思われるが、その後も長政は本件に関与していない。
- (45) 慶長四年四月三十日付 西俣七兵衛書状写(東史所蔵「島津家文書」二二二—二二二)。(同年)七月四日付 近衛信尹書状(『島津家文書』六八五号)。
- (46) (慶長四年)八月六日付 島津義弘書状案(「島津家文書」一八一—二一四)。
- (47) (慶長四年)四月十九日付 島津龍伯(義久)書状(「島津家文書」八三—七一一)。(同年)五月朔日付 本田元親ら連署起請文写(『旧記雑録』後編三、七三四号)。なお、前掲注(41)新名『不屈の両殿』島津義久・義弘は移送主体を義弘とする。
- (48) 尊経閣文庫所蔵。
- (49) 「鞍馬出入日記」慶長四年四月二十六日、五月五・二十二日条。
- (50) 「鞍馬出入日記」慶長四年五月十六日条。
- (51) 「鞍馬出入日記」慶長四年五月二十七日条。

- (52) 前掲注(46) 島津義弘書状案。
 (53) (慶長四年) 七月五日付 島津惟新(義弘) 書状(「島津家文書」一九一七一)。
 (54) (慶長四年) 七月十六日付 同書状(同上「一九一七一」)。
 (54) (慶長四年) 九月二十八日付 島津惟新書状(「島津家文書」一一五四号)。(同年) 十月朔日付 増田長盛書状(同上「一〇七八号」)など。同じ頃、母子は諸寺社に「怨敵消散之祈念」を頼んでおり、内心では圧力に屈していない。前掲注(41) 桐野作人『さつま国誌』戦国・近世編。
 (55) (慶長五年) 七月二日付 島津惟新書状(「島津家文書」一一五一号)。(同年) 八月十六日付 同書状(同上「一六〇号」)。
 (56) 前掲注(3) 拙稿「秀吉死後の政權運営」。
 (57) 白峰旬編『関ヶ原大乱、本当の勝者』日本史史料研究会、二〇二〇年など。
 (58) (慶長四年) 十月朔日付 長束・増田・玄以連署状(成實堂文庫所蔵「佐藤文書」)など。佐藤家信・佐竹義宣・伊達政宗宛てのものが知られる(「佐竹古文書」『伊達家文書』)。
 (59) 前掲注(17) 姜沆「賊中間見録」。
 (60) 『濟美録』。小河直太郎所蔵の文書とされる。以下、長政の居所については、相田文三「浅野長政の居所と行動」(藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』第三版、思文閣出版、二〇二四年、初出二〇二一年) 参照。
 (61) (慶長四年) 十二月十四日付 小河宗尚書状(『濟美録』)。
 (62) 『濟美録』。
 (63) (慶長五年五月二十六日付) 浅野幸長書状案(「坂田邦夫家文書」『山梨県史』資料編八)。
 (64) (慶長五年) 六月二十三日付 浅野長政書状写(『濟美録』、来迎寺所蔵文書)。
 (65) 今福匡『東国の雄』上杉景勝 KADOKAWA、二〇二一年。(慶長五年) 六月十九日付 徳川秀忠書状(「佐野家文書」)。
 (66) 福島県文化振興財団編『直江兼統と関ヶ原』戎光祥出版、二〇一四年、初出二〇一一年。
 (67) (慶長五年七月十一日付) 浅野幸長陣中法度写(『濟美録』)。
 (68) (慶長五年) 八月一日付 浅野喜七郎書状写(『濟美録』、浅野八太郎所蔵文書)。(同年) 八月八日付 小河宗尚書状写(同上、小河直太郎所蔵文書)。前者は幸長と柳橋に在陣、後者は在国で内容から実際には九日付けと判断される。
 (69) (慶長五年) 七月二十九日付 浅野幸長書状「大関家文書」(「関ヶ原合戦と大関氏」黒羽町芭蕉の館特別展図録)。前掲注(1) 光成準治『関ヶ原前夜』。
 (70) 下村信博「松平忠吉と関ヶ原の戦い」(「名古屋市博物館研究紀要」三四、二〇一一年)。
 (70) (慶長五年) 八月二十一日付 福島正則覚書(「岡文書」東史影写本)。(同年) 八月二十八日付 徳川家康書状写(『濟美録』)。山田昭彦「濃州関ヶ原合戦の展開——福島城の戦いと丸毛氏——」(「岐阜県博物館調査研究報告」三八、二〇一八年)。同「濃州関ヶ原合戦と犬山城」(同上「四一、二〇二一年」)。
 (71) (慶長五年) 九月一日付 小河宗尚書状写(『濟美録』、小河直太郎所蔵)。
 (71) (慶長五年) 九月一日付 小河宗尚書状写(『濟美録』、小河直太郎所蔵)。
 (72) (慶長五年) 九月四日付 秀忠書状写(「譜牒余録」『家康』中巻)。(同年) 九月十九日付 浅野長政書状写(「創垂可継」所収文書、新井敦史「東国版関ヶ原合戦にかかわる黒羽城主大関氏発給文書等について」(「那須文化研究」一八、二〇〇四年) 所載)。
 (73) (慶長五年) 八月二十一日付 家康書状写(「森家先代実録」『家康』中巻)。(同年) 八月二十四日付 同書状(『浅野家文書』一一一号)。(同年) 八月二十三日付 秀忠書状写(「記録御用所本古文書」『家康』中巻)。(同年) 八月二十六日付 同書状写(「横山氏家譜」『石川県史』第二編)など。なお、榊原康政は二十四日に遠藤慶隆に対して信濃への軍勢派遣を報じているが、自身の随行や大將が秀忠であるとは記していない。(慶長五年) 八月二十四日付 榊原康政書状写(「譜牒余録」『家康』中巻)。
 (74) (慶長五年) 九月朔日付 家康書状(「思文閣古書資料目録」一九一号)。(同年) 九月朔日付 同書状(「中村不能斎採集文書」『家康』中巻)など。なお、家康は二日段階で秀忠が一日に信濃大門(現茅野市)に到達したと池田照政に伝えているが、虚報であり、秀忠の正確な居場所を掴めていなかった。(同年) 九月二日付 家康書状(「池田文書」『戦国遺文真田氏編』関連二四一号)。
 (75) (慶長五年) 九月四日付 秀忠書状(『濟美録』)。(同年) 九月五日付 同書状(「浅野家文書」一一二号)。(同年) 山本博文「徳川秀忠」(吉川弘文館、二〇二〇年) は秀忠に即時上洛の報は伝わっておらず、上方の情勢にも切迫感を持っていなかったとの見方を採る。
 (76) (慶長五年) 九月十三日付 小河宗尚書状写(『濟美録』、小河直太郎所蔵)。
 (77) 福田千鶴「徳川秀忠の居所と行動」(前掲注(60) 『織豊期主要人物居所集成』第三版)。
 (78) (慶長五年) 九月二十四・二十五日付 小河宗尚書状写(『濟美録』、小河直太郎所蔵)。
 (79) 五十嵐正也「大津城の戦いの再検討——「足止説」を中心に——」(「大津

- (80) 市歴史博物館研究紀要』二八、二〇二二年)。
 (慶長五年) 九月二十六日付 本多正信書状 (「堀家文書」、松尾晋一「九州大学所蔵『堀家文書』について」(『上越市史研究』一〇、二〇〇四年) 所載)。(同年) 九月二十三日付 浅野幸長書状写 (「堀氏代々家伝記」『新編伊那史料草書』第三卷)。
- (81) 拙稿「豊臣政権論」(前掲注(3)) 拙著『豊臣政権の統治構造』、新稿)。
 (82) 山本博文「豊臣政権の「取次」の特質」(同著『幕藩制の成立と近世の国制』校倉書房、一九九〇年、初出一九八四年)。

- (83) (慶長五年) 八月某日付 増田長盛カ書状 (「多賀文書」)。(同年) 九月十三日付 増田長盛・毛利輝元連署状 (同上)。(同年) 十一月二十一日付 古田重勝書状写 (「野呂文書」『三重県史』資料編近世一)。

(本学文学部教授)

〔付記〕 本稿は JFS22KI3207 の成果の一部である。

The Political Situation after Toyotomi Hideyoshi's Death and the Movements of the "Go-Bugyō"

by

Tetsuya Tani

This paper analyzes the political situation after Toyotomi Hideyoshi's death and the movements of the "Go-Bugyō" leading up to the Battle of Sekigahara from multiple perspectives using new historical materials.

Chapter 1. This chapter examines the turning point from the impeachment of Tokugawa Ieyasu in January of Keicho 4 to the fall of Ishida Mitsunari in the intercalary month of March, as well as Ieyasu's revision of the Taiko's edicts in October. The logic driving the political situation after Hideyoshi's death was "for the sake of Hideyori" and "the Taiko's edict," with the former being the main point of contention over whether Ieyasu should act as regent. Taga Hidetane sought Ieyasu's ruling to gain an advantage in disputes over succession and vassals. Ieyasu responded to requests from various feudal lords, thereby increasing his authority, and used the revision of the Taiko's edicts as an opportunity to improve his position within the government.

Chapter 2. The treatment of Ijūin Tadamune's wife and children during the Shōnai Rebellion was under the jurisdiction of the Three administrators (San-Bugyō). After the revision of the edicts, Ieyasu began to hear direct petitions from Tadamune's wife, but he continued to collaborate with the Three administrators in governing the regime.

Chapter 3. During the period of internal strife leading up to the Battle of Sekigahara, Asano Nagamasa and his son Yoshinaga trusted Ieyasu's military prowess and voluntarily offered hostages, clearly positioning themselves on the side of the Eastern Army. On the other hand, they pointed out the Western Army's lack of organization and expressed their dissatisfaction with it.

In conclusion, the logic of "for the sake of Hideyori" had multiple layers, allowing daimyō to change their positions according to the situation, as seen in the case of Taga Hidetane, who initially approached Ieyasu but ultimately sided with the Western Army for his own interests.